

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（本則関係）	．．．．．	1
○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（附則関係）	．．．．．	13
○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第百二十七号）（附則関係）	．．．．．	14

改正案	現行
<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 物流審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。</p> <p>6 9 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十七人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2 3 （略）</p> <p>（総合政策局に置く課等）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十</p>	<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務のうち、重要な政策の調整に関すること。</p> <p>二 六 （略）</p> <p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 8 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十八人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2 3 （略）</p> <p>（総合政策局に置く課等）</p> <p>第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十</p>

四課及び参事官一人を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

国際物流課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2  
(略)

(物流政策課の所掌事務)

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。

二～六 (略)

七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。

八～九 (略)

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること（国際物流課の所掌に属するものを除く。）。

三課及び参事官一人を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2  
(略)

(物流政策課の所掌事務)

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二～六 (略)

七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八～九 (略)

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

(国際物流課の所掌事務)

第四十四条 国際物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際的な貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官の所掌に属するものを除く。)

二 国際的な貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 国際的な貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

(国際政策課の所掌事務)

第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官並びに国際物流課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。)

二 略

(海事局に置く課)

第四十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

海洋・環境政策課

船員政策課

外航課

内航課

船舶産業課

第四十四条 削除

(国際政策課の所掌事務)

第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。)

二 略

(海事局に置く課)

第四十条 海事局に、次の十課を置く。

総務課

安全・環境政策課

海事人材政策課

外航課

内航課

運航労務課

船舶産業課

安全基準課

検査測度課  
海技課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

三〇五 (略)

六 海事代理士に関すること。

七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

八〇十一 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第四百十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

検査測度課  
海技課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全・環境政策課及び海事人材政策課の所掌に属するものを除く。)

三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四〇六 (略)

七 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

八 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

九 船舶に関する原子力の利用に関すること。

一〇十三 (略)

(安全・環境政策課の所掌事務)

第四百十二条 安全・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。
- 九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 (略)

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第四百四十三条 海洋・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第五百十条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。
- 五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの

三  
(略)

設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七| 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

八| 船舶に関する原子力の利用に関すること。

九| 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

(船員政策課の所掌事務)

第四百四十四条 船員政策課は次に掲げる事務をつかさどる。

一| (略)

二| 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(安全政策課の所掌に属するものを除く。)

三| 船員災害防止協会の行う業務に関すること。

四| (略)

五| 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること(海技課の所掌に属するものを除く。)

(外航課の所掌事務)

第四百四十五条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| (略)

二| 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。)、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること

(海事人材政策課の所掌事務)

第四百四十三条 海事人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること(安全・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

二| 海事代理士に関すること。

三| 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

四| (略)

五| (略)

六| 船員の最低賃金に関すること。

七| 船員の福利厚生に関すること。

(外航課の所掌事務)

第四百四十四条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一| (略)

二| 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。)、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること

(総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

(内航課の所掌事務)

第百四十六条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること(道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。)

(総務課及び運航労務課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

(内航課の所掌事務)

第百四十五条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること(道路局及び海事人材政策課の所掌に属するものを除く。)

(運航労務課の所掌事務)

第百四十六条 運航労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(海事人材政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 四 船員災害防止協会の行う業務に関すること。
- 五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること(海技課の所掌に属するものを除く。)

(船舶産業課の所掌事務)

第百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三・五 (略)

第百四十八条及び第百四十九条 削除

第百四十八条 削除



(安全基準課の所掌事務)

第四百九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 二 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び次条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。
- 五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（運航労務課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

(検査測度課の所掌事務)

第五百十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するもの限り、安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

(検査測度課の所掌事務)

第五百十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するもの限り、海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六（略）

（政策評価官）

第九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

二 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第五号に掲げるものに限る。）を助ける。

（課の設置）

第二十四条の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課  
観光戦略課  
観光産業課  
国際観光課

二（略）

（総務課の所掌事務）

第二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六（略）

（政策評価官）

第九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

二 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第六号に掲げるものに限る。）を助ける。

（課の設置）

第二十四条の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課  
観光産業課  
国際観光政策課  
国際交流推進課

二（略）

（総務課の所掌事務）

第二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

十七 観光庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

十八 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

十九 観光に関する調査及び研究に関すること。

二十 観光に関する統計に関すること。

十七・十八 (略)

(観光戦略課の所掌事務)

第二百二十四条の五 観光戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二 容易に観光旅行をすることができ環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

三 観光に関する調査及び研究に関すること。

四 観光に関する統計に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること(観光地域振興部並びに観光産業課及び国際観光課の所掌に属するものを除く)。

六 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

(観光産業課の所掌事務)

第二百二十四条の六 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

(国際観光課の所掌事務)

第二百二十四条の七 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること(観光戦略課の所掌に属するものを除く)。

二 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交

二十一 前三号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること(観光地域振興部及び他課の所掌に属するものを除く)。

二十二 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

二十三・二十四 (略)

(観光産業課の所掌事務)

第二百二十四条の五 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

(国際観光政策課の所掌事務)

第二百二十四条の六 国際観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

三 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること。

四 (略)

附 則

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約（附則第二十五条の二において単に「特定保険者交付金交付契約」という。）に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（前号に掲げる事務に係るものに限り。）。

三 (略)

(国際交流推進課の所掌事務)

第二百二十四条の七 国際交流推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約（附則第二十五条第二号において単に「特定保険者交付金交付契約」という。）に関する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局安全政策課は、第四百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の三 海事局内航課は、第四百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関すること。
- 二 特定保険者交付金交付契約に関すること。

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局内航課は、第四百四十五条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

改正案		現行	
<p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>			
（略）	分科会	（略）	分科会
（略）	国際観光振興機構分科会	（略）	国際観光振興機構分科会
（略）	観光庁国際観光課において処理する。	（略）	観光庁国際観光政策課において処理する。
（略）	担当課等	（略）	担当課等

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第二百二十七号）（附則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第十四号中「及び」を、「船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。</p> <p>第百四十四条第五号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、同条に次の一号を加える。</p> <p>六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。</p> <p>第百五十四条第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改める。</p>	<p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第十四号中「及び」を、「船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。</p> <p>第百四十六条第五号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、同条に次の一号を加える。</p> <p>六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。</p> <p>第百五十四条第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改める。</p>